平成２６年（フ）第２４号
岡山県倉敷市神田２丁目８番15号グリンパーク神田Ｃ101
債務者　玉川ナミこと　孫　　福南
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
高知市旭町３丁目４番地
債務者　吉村　明子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２３９号
札幌市厚別区厚別中央４条６丁目１番７号
新札幌岩田マンション301号
債務者　小林　　豊
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２５２号
北海道石狩市樽川７条２丁目101番地
債務者　大隅　和幸
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６９号
札幌市西区発寒13条３丁目４番６号　マストタウン発寒Ⅱ―102号
債務者　小笠原俊治
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９１号
札幌市東区伏古３条４丁目２番８―304号
債務者　坂本扶美代
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３１４号
札幌市清田区北野７条５丁目12番50号　小野マンション３号
債務者　藤本　秀雄
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３６７号
札幌市白石区栄通８丁目３番28―401号
債務者　細川　　司
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３９６号
札幌市西区発寒４条２丁目２番14―403号
債務者　新関　君恵
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４１６号
札幌市手稲区手稲本町２条３丁目３番22号
レジデンス23―102号
債務者　加藤　　均
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４１７号
札幌市手稲区手稲本町２条３丁目３番22号
レジデンス23―102号
債務者　加藤　郁江
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４２５号
札幌市東区伏古４条３丁目３番15号
債務者　稲村　浩二
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４５５号
札幌市東区北27条東10丁目２番１号　Ｙ＆Ｙハイム102号
債務者　鈴木　達也
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４７６号
北海道石狩市花川南１条１丁目55番地
債務者　廣渕　　稔
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５０５号
札幌市東区北25条東16丁目４番18号　カールトンコート25―403号
債務者　川向　隆一
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５１０号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘２丁目２番地５
債務者　大上由香子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５２７号
札幌市手稲区前田１条８丁目６番16号
債務者　長谷川美良子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部